

八頭町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

八頭町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 .....	1
2. 目標 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて...	6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、本町及び学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、策定するものである。

### (2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和2年に「八頭町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

学校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24.1時間	11.7%	0.2%
中学校	月31.8時間	28.0%	0.4%

## **2. 目標**

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### **(1) 時間外在校等時間に関する目標**

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### **(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標**

- ・年間の年次有給休暇等の平均取得日数を15日以上にする【R6結果 12.2日】  
※「目標値根拠:みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランー新鳥取県教育委員会特定事業主行動計画ー」が15日
- ・ストレスチェックの実施率を100%にする【R7結果 72.5%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【4.2%】  
※目標値根拠:R6ストレスチェック 公立学校共済組合全体平均11.4%
- ・ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を50.0%にする【R7結果 50.5%】

## **3. 計画の期間**

令和8年度～令和10年度(3箇年)

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や関係団体が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・警察に補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③学校徴収金の徴収・管理

- ・口座振替による徴収方法の統一とインターネットバンキングの導入により、教職員が現金を取り扱う機会をなくし、事務処理にかかる時間を短縮する。

##### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっ  
て行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整につい  
ても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域  
学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中  
しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

##### ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・必要に応じて鳥取県が整備している学校問題解決支援事業相談窓口の活用や、専  
門機関と連携し、教育委員会は当該苦情等に対応できる体制を構築する。

##### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の  
回答に係る事務負担を軽減する。

##### ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・一部の職員に事務が集中しないよう校内で事務分担を図るとともに、必要に応じてIC  
T支援員の協力を得る。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、民間事業者へ委託を継続しつつ、事務職員や学校業務支援員、ICT支援員が中心となって行い、一部の職員に負担が集中しないよう業務を分担する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、すでに民間事業者への委託している管理は継続し、日常的な部分は一部の教職員に負担が集中しないよう業務を分担する。
- ・地域人材を活用することも検討する。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・役割分担を固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教職員のみが対応するのではなく、地域住民の支援を得つつ、教職員の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・日常的な維持管理に該当しない清掃については、民間事業者へ委託する内容や範囲の随時見直しを行う。

⑬部活動

- ・部活動の顧問は複数名で担当し、輪番で指導することで放課後の時間を確保する。
- ・活動時間の適正化を図る。
- ・外部指導者の人材の確保を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・給食時の食に関する指導については、主に栄養教諭及び学校栄養職員が行い、必要に応じて学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の指導は、緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、学級担任に代わって他の教職員が担当する。

⑮授業準備

- ・教材研究や作成は、デジタル技術の活用を促進し、学校組織として整理・分類すること

で、負担を軽減する。

#### ⑩学習評価や成績処理

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ⑪学校行事の準備・運営

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

#### ⑫進路指導の準備

・生徒の卒業後の進路先に関する情報収集等について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

#### ⑬支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と担当教職員との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能の活用を図る。

### (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

#### ①授業時数の見直し

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1080単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

#### ②日課表の見直し・工夫

・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

#### ③デジタル技術の活用

・デジタル技術の活用により、児童生徒の欠席連絡を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、「完全にデジタル化している」または「一部している(半分以上)」になるように取り組む。

#### ④勤務時間外の電話対応

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等には対応しないことを、文書で保護者に周知する。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員の健康状態の把握に努め、必要に応じて速やかに医師による面接指導や受診を進めるなど適切な対応に努める。
- ②終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③全学校でストレスチェックの実施率を100%にし、実施によってストレス状態を把握しセルフケアに活かし、メンタルヘルス疾患の未然防止に努める。
- ④心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ⑤年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に学校閉庁日の設定を行う。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- (1) 取組の着実な実行を図るため、前年度における町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度5月に、八頭町ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、鳥取県下で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5)各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6)保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。